

## 東静岡駅南口グランシップ芝生広場活用方策検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 東静岡駅南口に整備を見込む「文化力の拠点」とグランシップとの一体性を確保し、“ふじのくに”の新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくりを進めるため、グランシップの芝生広場を有効に活用する方策等について、検討を行う東静岡駅南口グランシップ芝生広場活用方策検討会議を設置する。

### (所掌事務)

第2条 当会議は、グランシップ芝生広場の有効活用にあたっての視点や活用方針、具体的な活用方策など、芝生広場有効活用のためのビジョン取りまとめを行うために必要な事項について検討する。

### (組織)

第3条 会議は知事が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 会長は、知事が指名する。
- 4 会長は、会議を代表して会務を総括する。

### (会議)

第4条 会議は会長が招集する。

- 2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 会長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県政策企画部政策推進局地域振興課及び文化・観光部文化局文化政策課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年10月27日から施行する。